

## 一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会の要請項目(令和4年度)

要請事項	回 答	担当部局
<b>1. 労働者福祉運動・事業の育成・強化</b>		
(1) 鳥取県労福協は「安心・共生の福祉社会」の実現をめざし、広く勤労者の福祉向上の活動に取り組んでいます。これまで労働者の環境改善に向けた相談・助言活動、ワーク・ライフ・バランスの充実に向けた文化・体育事業、将来の子どもたちが安心・安全に暮らせるための支援活動を実施してきました。今後も勤労者の自主福祉運動の推進および発展に寄与する活動に対しては、鳥取県との連携がますます重要と考えていますので、さらなる支援・協力をお願いしたい。	鳥取県労働者福祉協議会(鳥取労福協)には、鳥取県中小企業労働相談所「みなくる」の受託者として県内労働者・経営者双方からの労働・雇用相談への対応、普及啓発活動の実施、冊子「THE社会人」の作成・配布等をいただいています。また、勤労者美術展など鳥取労福協が行う労働者福祉の増進に資する事業への補助などにより、その活動を支援しているところです。 令和5年度も引き続き鳥取労福協の活動への支援等を通じて、県下労働者の福祉向上・雇用環境改善を図ってまいります。	とっとり働き方改革支援センター
(2) 鳥取県の委託事業として中小企業労働相談所「みなくる」を受託していますが、労働条件に関する相談件数は引き続き多い状況にあります。 新型コロナウイルス感染症による、厳しい雇用環境のもとで労働者からの相談内容も複雑化・多様化している中で、アフターコロナ事業により相談窓口の体制強化に対応してきたところです。 今後も事業運営において、サービスの質の向上を図るための情報提供・相談員のスキルアップなど、機能強化への連携と協力をお願いしたい。 また、「みなくる」においては、様々なハラスメントの相談が発生していますが、中でも非正規で働く人からの「職場の人間関係」の相談が増えています。コロナ禍による雇用環境の厳しさを反映した相談も多く寄せられています。労働に関して困った時は「みなくる」に相談する等、さらに「みなくる」が利用されるよう連携ならびに周知徹底をはかっていただきたい。 実績 2021年度 労働相談 2,893件 2022年度 労働相談 1,323件(前年度1,217件) (2022年度は、4月～8月までの実績)	鳥取県中小企業労働相談所「みなくる」は、平成20年4月に鳥取労福協に委託後、労働相談やセミナー等の普及啓発を通じて県下の労働環境の向上に向け、適正に運営をいただいています。 また、労働者が必要に応じて「みなくる」へ相談することができるよう、新聞折込による広報や鳥取県立ハローワークと連携した出張相談の実施等により、引き続き窓口の周知を図ってまいります。	とっとり働き方改革支援センター
(3) 社会人前教育(労働法関連講座)を県内の高校や大学・短大等で行っています。教材として、鳥取県・連合鳥取・鳥取県経営者協会の協力、支援のもとで発行している労働ハンドブック「THE社会人」の冊子を活用し、社会人としてのルールやマナー等、基礎知識の習得に向けた取り組みを行っています。この冊子は毎年多くの企業や団体から配布希望を得ており、職員・新入職員の職場教育研修に活用されています。 また、教育委員会協力のもと県内全高等学校へも配布しており、社会人前教育として実社会での必要な知識として役立っているものと考えています。社会人前教育が教育現場で重要な講義であることを認識していただき、鳥取県労福協へのさらなる支援をいただきたい。	現在、高校では、専門家や企業から招聘した講師による出前授業や労働ハンドブック「THE社会人」の冊子を活用した学習を通して、社会人としての心構え、労働に関するルールや相談窓口等について学んでいるところです。 県教育委員会としても、労働法制を学び、働くことについて考えることは、高校生が実社会で生きていくために必要な知識や主体的に社会とかかわる態度を身に付け、社会参画の意識を高めることにつながることを認識しています。 今後も、労働法制等に関する学習が、より一層有効なものとなるよう、関連機関と連携を図りながら進めて参りたいと考えています。	高等学校課
<b>2. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化</b>		

<p>(1)フードバンク活動の促進</p> <p>フードバンクを食品ロスの削減のみならず福祉分野と災害時の食糧支援システムとして積極的に位置づけ、生活困窮者支援に関わる行政や様々な民間団体を通じたフードバンク食品の提供や、パントリー設備の整備、食品ロス削減を通じた環境負荷の低減など、福祉・環境政策とも連携した施策をお願いしたい。</p> <p>「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行および「食品ロス削減推進基本方針」を踏まえ、鳥取県においては、「第9次鳥取県廃棄物処理計画」を策定されフードバンク支援を計画されています。フードバンク設置に向けた意見交換がされているようですが、早期に設置をお願いしたい。</p> <p>また、フードバンクが継続的・安定的に発展できるよう基盤強化に向けて、活動に必要な人件費への補助、事務所・倉庫・配送用車両等のインフラ整備への助成、人材教育に向けた具体的な支援策をお願いしたい。</p>	<p>本県では、ごみゼロ社会実現のため、特に食品ロスの削減を重要項目として掲げ取り組んでいるところです。フードバンクの設置や取り組みについては、食品ロス削減の一助ともなることから、関係者と情報・意見交換をしていきます。</p>	<p>福祉保健課 循環型社会推進課</p>
<p>(2)自死対策・子ども相談支援について</p> <p>2021年の自死者数は2万人を超え、依然として子どもや若者、女性数は増加傾向にあり深刻な状況が続いています。警察庁の自殺統計に基づく自死者数の推移をみると、鳥取県でも自死者数は前年比5.9%増加しています。</p> <p>鳥取県では、「みんなで支え合う自死対策プログラム」を作成し、自死者数・自殺死亡率の減少について目標数値を定めて対応されているところですが、現状のところ厳しい数値目標となっており、より実効性のある施策を強力かつ迅速に推進していただきたい。</p> <p>全国で子どもたちがいじめにより、自ら命を絶つという痛ましい事件が発生しており、誠に残念であるとともに決してあってはならないことです。いじめや児童虐待等の影響を受ける児童・青少年に電話カウンセリングを行っている「鳥取チャイルドラインうさぎのみみ」などNPO民間支援団体との連携促進、相談を受け止める側の研修を含めた自死予防教育・活動の充実をはかるための、財源について検討いただきたい。</p>	<p>本県の自死対策については、精神保健福祉センター、保健所、市町村と連携し、相談対応や普及啓発に取り組んでいるところであり、今年度は、相談窓口等の情報発信、職域におけるうつ症状の早期発見のための支援等を強化する予定です。</p> <p>平成31年度から若年層を対象として実施している「とっとりSNS相談事業(LINEでの相談)」では、新型コロナウイルス感染症により心身の変調が生じる県民のこころのケアを目的として、対象を全県民に拡大するとともに相談日も拡充しながら、専門職による相談対応を行っており、中高生を含む若い世代からの相談も多数寄せられています。</p> <p>また、鳥取県自死対策計画「みんなで支え合う自死対策プログラム」に基づき、若年層におけるメンタルヘルス研修会の開催、学校における心の健康教育、メンタルヘルス講習会等、家庭・地域・学校・職場における心の健康づくりや関係機関との連携強化を図っています。</p> <p>県計画については、関係機関で構成する心といのちを守る県民運動(自死対策の運動体として、当事者意識を持って地域で自ら対策を推進していく組織)において進捗状況の確認、評価をしながら取り組みを進めているところです。令和6年度からの次期計画に向け、普及啓発や相談体制の充実など、広く意見を聞きながら効果的な対策を図るため検討を行っていきます。</p>	<p>健康政策課</p>
<p>(3)子どもの貧困対策強化について</p> <p>鳥取県では2022年4月に「鳥取県子どもの貧困対策推進計画(第二期計画)」を策定され、①子どもの「将来」だけでなく「現在」にも向けた対策とすること、②児童の権利条約の精神に則り推進すること、③市町村における計画策定の努力義務化を、計画の趣旨・推進体制に反映されているところです。</p> <p>コロナ禍により、格差・貧困の拡大が想定されるため、家庭環境に左右されず修学できる教育支援やひとり親家庭に対する生活の安定に資するための支援、困難を抱える家庭や子どもを早期に把握・支援する仕組みづくりなど、きめ細かい支援対策をお願いしたい。</p>	<p>現在、県内の全ての市町村で学習支援事業が実施されているところですが、引き続き、家庭環境に左右されず修学できる体制が確保されるよう市町村と連携して取り組んでまいります。</p> <p>また、ひとり親家庭に対する支援については、県内3か所の県立ハローワーク内にひとり親家庭の相談窓口となる「ひとり親家庭相談支援センター」を設置し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により生活や子育てに課題を抱えるひとり親家庭が適切な支援を受けられるようひとり親の悩みに寄り添いながら必要な支援へと繋いでいるところです。</p> <p>困難を抱える家庭や子どもを早期に把握し必要な支援につなげるため、令和5年度も継続して必要な施策を検討してまいります。</p>	<p>家庭支援課</p>

<p>(4) 成年年齢の引き下げに伴う、消費者教育の対策について  2022年4月から成年年齢の引き下げによって、18歳、19歳の方も親の同意を得なくても「契約」を結ぶことができるようになりました。  今まで20歳までは親の同意を得ていないので取消すことができませんでしたが、取消をすることができなくなりました。  鳥取県では高校での「消費者教育授業」、「弁護士出前授業」、県内4高等教育機関での「くらしの経済・法律講座」の実施、県ホームページや地元新聞への情報発信等、高校生を含む若年者への消費者教育・啓発を進めており評価しているところです。引き続き若年者が過大な債務を負うことや悪徳商法の被害にあわないように、学校・家庭等における金融教育の充実や情報発信の強化をお願いしたい。</p>	<p>成年年齢の引下げに向けては、平成30年度から消費生活センターと教育委員会等の働きかけにより、県内高校で消費者教育の授業が開始され、2021年度にはすべての高校で授業が実施されています。  また、令和3年度から消費者問題に精通した弁護士が県内高校に出向いて成年直前の生徒に対して成年の意義、消費者トラブルへの対処法、責任ある消費行動等について講義する「弁護士出前授業」を開始し、令和4年度も継続して実施中です。  さらに、県内の高等教育機関(鳥取大学、公立鳥取環境大学、鳥取短期大学、米子高専)の正規授業として、学生及び一般県民を対象とした「くらしの経済・法律講座」を実施し、若者に多い消費者被害等について注意喚起しているほか、地域団体、専門学校等に講師を派遣し、身近な契約トラブル、特殊詐欺や悪質商法等について、幅広い年齢層に対する啓発に取り組んでいます。  そのほか、県ホームページでの消費者トラブル情報の周知、地元新聞への「とっとり消費者大学消費生活相談」の定期連載のほか、SNSによる情報発信なども実施しています。  また、鳥取県金融広報委員会においても、平成30年度から就職や進学を控えた高校生への金銭・金融教育として「生きる力を育む！出前巣立ち教室」を実施しています。  今後も引き続き関係団体等との連携や多様な媒体の活用により、高校生を含む若年者への消費者教育・啓発を積極的に進めてまいります。</p>	<p>消費生活センター</p>
	<p>今年度から成年年齢が引き下げられ、これまで同様に、若者の消費者被害の防止や救済を図るため、より一層効果的な消費者教育を実施することが必要だと考えています。  これまでも、県立高校では、教科の中で消費者問題を学習したり、関係機関と連携して専門家の話を聞いたりするような機会を設けているところです。また、御記載のとおり、令和3年度には、県消費生活センター、県弁護士会と連携した出前授業について、コロナの影響により中止となった2校を除いて県立高校にて実施し、令和4年度には中止となった2校を含めて、令和3年度の出前授業の様子をおさめたDVDの配布をし、各高校で活用をしているところです。  また、令和4年度から年次進行で実施される新教育課程においても、家庭科や公民科を中心として金融教育や消費者教育の充実が図られており、引き続き各校において取組を進めているところです。また、令和4年11月には高等学校PTA指導者研究大会等でも、消費者教育の充実について、弁護士による講演会を開催する等、保護者と連携した取組も行っており、引き続き、高校生が社会の主役として主体的かつ適切に消費行動できるよう消費者教育の推進を図っていくこととしています。</p>	<p>高等学校課</p>

<p>(5) ヤングケアラーの支援について</p> <p>鳥取県が実施された「令和3年度鳥取県青少年育成意識調査」のより、18歳未満の子どもが家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を行っているヤングケアラーの実態が把握されました。</p> <p>鳥取県では、2022年4月よりヤングケアラーがいつでも相談できる体制の構築と孤立化防止に向けた対策の強化(ヤングケアラーLINE相談窓口、ヤングケアラーオンラインサロン、ヤングケアラー相談窓口)をされたことは、承知しているところです。</p> <p>今後は、教育関係者、医療・介護・福祉の関係者、児童委員や子ども食堂などを対象に研修を実施し、ヤングケアラーへの理解を深めるとともに、サポートの必要な子どもたちに支援が届くように各市町村へ働きかけをお願いしたい。</p> <p>また、ヤングケアラーの子どもたちの大きな負担となっている「家事育児支援」「介護サービスの提供」の具体的な支援策を検討していただきたい。</p>	<p>ヤングケアラー対策においては、「周囲がいち早く気付くこと」「子ども自身が自認すること」「具体的な支援に繋ぐこと」が重要であり、特に周囲の大人がヤングケアラーに気づき、その気持ちに寄り添いながら必要な支援につなげることが重要と認識しています。</p> <p>県では、県民やヤングケアラーと接する可能性のある機関・団体の方を対象として「ヤングケアラーフォーラム・研修会」を令和4年12月1日に開催したり、県内の全ての小・中・高各校や関係機関に啓発用リーフレットやポスターを配布したりするなどして、ヤングケアラーに対する理解促進に努めています。</p> <p>また、ヤングケアラーの各支援に関わる団体が、各分野における課題や対策等を掘り下げて研修するための経費を補助する「ヤングケアラー支援に関する研修事業費補助金」を創設し、支援機関での研修の実施を推進しています(R4.12.12時点で7団体が申請)。</p> <p>さらに、家事・育児に対して不安や負担を抱えるヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家事支援を行うことができる国庫事業「子育て世帯訪問支援臨時特例事業」が創設され、令和5年度から県内4市町で実施される予定ですが、より多くの市町村で実施されるよう引き続き市町村に働きかけてまいります。</p> <p>今後も、ヤングケアラー対策会議等に意見を求めながら市町村や教育委員会等と連携して支援強化を図ってまいります。</p>	<p>家庭支援課</p>
<p>3. 平時における防災・減災の対策について</p>		
<p>(1) 近年、各地で頻発する自然災害に備え、平時における防災・減災対策を進めることは、重要な課題と言えます。特に、災害時の災害対応拠点となる自治体庁舎・公共施設・医療施設等の耐震化に加え、老朽化した学校設備等の危険個所の点検をしていただきたい。</p>	<p>学校施設管理者は、建築基準法・消防法に基づく法定点検等により、是正が必要な箇所を把握し、早期に修繕・改修を行って施設の安全性維持に努めているところです。</p> <p>また、平成21年度から平成24年度にかけて、すべての対象建物で外壁の全面をハンマーで打診する外壁打診調査を実施しましたが、実施から10年が経過することから、再度点検を行っています。</p>	<p>教育環境課</p>
<p>(2) 大規模災害発生時の避難や避難所における感染症対策の備えを徹底し、新型コロナウイルス感染症が避難者間で拡大しないよう、地域住民への周知・広報をしていただきたい。</p>	<p>各市町村に対して資機材の配備等による感染症対策の徹底、多くの避難所の確保、感染者等専用避難所の開設など、避難の際の新型コロナウイルス感染症対策をお願いしているところです。</p> <p>また、令和4年9月の台風第14号の災害対応にあたっては、在宅療養者等に対し避難の際は保健所・コンタクトセンターへ連絡するよう呼びかけるとともに、市町村の専用避難所の開設のほか県営避難所開設など受入体制をとったところであり、当該対応を踏まえ災害時の避難体制を準備します。</p>	<p>危機管理政策課</p>
<p>(3) 大規模自然災害等の発生時には、災害に便乗した悪質商法や消費者トラブルが発生する傾向にあり、特に住宅修理に関する保険金からみの悪質な便乗商法に対する注意喚起をお願いしたい。</p>	<p>地震、台風、大雪などの災害に便乗した住宅修理等に関する悪質商法や被災地への寄付名目の不審な訪問・電話などの事例について、平時からホームページや新聞広告記事等により注意喚起を図っています。さらに災害発生時には、警察、市町村、消費者団体等と連携して多様な媒体を通じて重点的に注意喚起を行っています。</p> <p>なお、保険金による住宅修理を勧誘する悪質商法については、国民生活センターや一般社団法人日本損害保険協会からも注意喚起を行っており、県から市町村に情報提供しております。引き続き災害に便乗した悪質商法等について広く注意喚起を行ってまいります。</p>	<p>消費生活センター</p>

<p>(4) 避難行動要支援者の個別計画の作成は、2021年5月の「災害対策基本法」の改正で市町村に努力義務化されたところであり、鳥取県としても計画の作成にあたり働きかけを行っていることは承知していますが、災害時に手助けが必要な高齢者や障がい者、外国人などの迅速な避難が優先されるよう実効性が高まるように指導いただきたい。</p>	<p>避難行動要支援者の個別避難計画の作成は、現在、市町村において優先度の高い者（ハザードが懸念される地域に居住する後期高齢者など）から、福祉や医療関係者等との連携をとった上で、避難先や地域住民など支援者のマッチングに取り組んでいるところです。県としても実効性のある計画の作成に向け、市町村への個別訪問による働きかけを行っているほか、令和3年度から予算化している「個別避難計画作成支援事業」による市町村への財政支援も行っています。</p>	<p>消防防災課</p>
<p><b>4. SDGs(持続可能な開発目標)の達成と協同組合の促進・支援</b></p>		
<p>(1) 持続可能な社会づくりに向けた協同組合の役割発揮への期待は、コロナ禍で「人と人とのつながり」のかたちが大きく変容する中においても引き続き高いことから、県内の協同組合が持続可能な地域づくりに貢献できるよう、協同組合の社会的役割・価値、政策的位置を高めていくための施策について検討を進め、協同組合支援強化をお願いしたい。</p>	<p>県と鳥取県生活協同組合連合会（以下「協同組合」という。）は、平成28年10月に包括連携協定を締結し、地域の安全・安心及び活力の確保等への取組を通じて県民サービスの向上及び地域の活性化に寄与することを目指して活動しています。</p> <p>具体的な連携事項は、県産品の販売・普及促進、防災・災害対策、環境保全、高齢者・障がい者支援、子育て支援、健康増進・食育、移住定住の促進、エンカル消費の普及など多岐にわたりますが、コロナ禍で人と人との交流が様々な制約を受ける現在の社会状況において、地域に根差した活動や地域での支え合い、生活者一人ひとりを大切にする協同組合の社会的役割や存在価値は、ますます重要になっていくものと考えます。</p> <p>引き続き、協同組合との連携体制を維持し、相互協力の下、持続可能な地域づくりに向けて包括連携協定事項の実現に取り組んでいきます。</p>	<p>消費生活センター</p>
<p>(2) 2022年10月1日、「労働者協同組合法」が施行され、皆で出資、経営に参加し、事業に従事するという、これまでにない仕組みでの働き方が可能となります。「労働者協同組合」により、少子高齢化に伴う介護・障がい福祉など幅広い分野での就労機会の創出が期待できるようになりました。法の制度内容を深めるための広報活動を十分にいただき、労働者等に認知されるようお願いしたい。</p> <p>また、鳥取県においては、「労働者協同組合」相談窓口を設置されていますので、本制度が十分に機能できるように進めていただきたい。</p>	<p>持続可能な地域づくりに向け、地域の雇用を創出し多様な働き方を実現するためには、労働者協同組合が重要な役割を果たすと考えています。そのため、労働者等へ法制度や幅広い分野での就労想定事例、専門家による相談窓口等を周知・啓発するため、県庁内で関係所属による連絡会議を実施すると共に、令和4年7月に市町村説明会、8月に県民向けフォーラムを開催しました。</p> <p>労働者組合法が施行された令和4年10月1日以降、組合成立には至っていませんが、引き続き支援機関や市町村等と連携しながら、事業者や地域づくり団体への周知・啓発活動を強化するなど、一層の事業推進に取り組んでまいります。</p>	<p>雇用政策課</p>